省　令

○厚生労働省令第四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百六十条第三項第一号の規定に基づき、健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年一月二十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

健康保険法施行規則の一部を改正する省令

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	**附　則**
第一条の十　令和七年度及び令和八年度における第百三十五条の二の二第二項及び第三項並びに第百三十五条の七の規定の適用については、第百三十五条の二の二第二項第一号中「国庫補助の額」とあるのは「国庫補助の額及び厚生労働大臣が定める額を合算した額」と、第百三十五条の七第一号イ中「国庫補助の額」とあるのは「国庫補助の額及び厚生労働大臣が定める額」とする。	（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年一月二十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～四十七　（略）	（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～四十七　（略）
四十八　七―アリル―四―（シクロプロピルカルボニル）―Ｎ・Ｎ―ジエチル―四・六・六ａ・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ［四・三―ｆｇ］キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類 四十九～六十五　（略） 六十六　二―（エチルアミノ）―二―（二―フルオロフェニル）シクロヘキサノン及びその塩類 六十七～百二十九　（略） 百三十　四―（シクロプロピルカルボニル）―Ｎ―メチル―Ｎ―（プロパン―二―イル）―七―メチル―四・六・六ａ・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ［四・三―ｆｇ］キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類 百三十一～三百二十三　（略） 三百二十四　二―（四―メトキシベンジル）―五―ニトロ―一―［二―（ピロリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類 三百二十五～三百四十五　（略）	（新設） 四十八～六十四　（略） （新設） 六十五～百二十七　（略） （新設） 百二十八～三百二十　（略） （新設） 三百二十一～三百四十一　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。